

高槻市中小事業者物価高騰対策支援金
申請の手引き

令和4年11月25日（第1版）

高槻市 街にぎわい部 産業振興課

TEL:072-674-7411

ホームページはこちら→



1 目的

原油価格や物価の高騰により経営に影響を受けながらも、事業の継続に努める中小企業者・個人事業主に対し、市独自の支援金を支給することで、地域経済を支援することを目的とします。

2 対象者

令和4年11月30日までに高槻市内に事業所を開設し、原油価格または物価の高騰の影響を受けている事業者のうち、中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者または個人事業主であって、営業等に係る収入を有し、直近の決算期または1年間において、次に定める金額以上の経費が発生している者

法人 10万円以上の経費
個人事業主 5万円以上の経費

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- (1) 令和4年度に市が実施する社会福祉施設等物価高騰対策支援金、配食サービス事業者物価高騰対策支援金、医療施設等物価高騰対策支援金、教育・保育施設等物価高騰対策支援金、販売農家物価高騰対策支援金、運送事業者物価高騰対策支援金のいずれかを受けた者及び受ける予定の者
- (2) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、高槻市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者である者

3 給付額

法人 10万円
個人事業主 5万円 (いずれも一事業者につき1回限り)

4 申請期間

令和4年11月30日(水)～令和5年1月31日(火) 17:15(必着)

5 申請方法

申請書(市ホームページからダウンロード、または市窓口配架)に必要な事項を記入し、添付資料とともに郵送で行ってください。

※事前に案内通知を受け取られた事業者は、同封の申請書をご使用ください。

郵送先

〒569-0067

高槻市桃園町2-1

高槻市 街にぎわい部 産業振興課 中小事業者支援担当

6 提出書類（必須） ※提出書類は返却しません。コピーを各自でご準備ください。

①【令和3年度「高槻市事業者応援緊急給付金」受給者】

(1) 交付申請書兼請求書（様式第1-1号）

該当者には、令和4年11月下旬にバーコード付きの交付申請書兼請求書を送付します。

必要事項を記入し、押印のうえ、返送してください。**修正がない場合、書類添付は不要。**

交付申請書兼請求書に記載している所在地や代表者氏名等に変更がある場合は該当箇所
所に二重線を引いたうえで訂正印を押し、修正してください。

なお、修正内容に応じて下記書類の添付が必要です。

分類	変更の有無	変更内容	添付書類等	備考
法人	なし	—	不要	
	変更事項あり	所在地 (本店が市内)	履歴事項全部証明書（写） または 商業・法人登記情報	市外へ移転し、市内の事業所が無くなった場合は対象外
		所在地 (本店が市外)	市内事業所に係る次のいずれか（写） ・営業許可証 ・事業所の賃貸借契約書 ・固定資産税・都市計画税の納税通知書 ・事業所建物の不動産登記簿謄本等	市外へ移転し、市内の事業所が無くなった場合は対象外
		法人名称、 代表者	履歴事項全部証明書（写）	
		口座情報	通帳等の写し	
個人 事業主	なし	—	不要	
	変更事項あり	所在地	市内事業所に係る次のいずれか（写） ・営業許可証 ・事業所の賃貸借契約書 ・固定資産税・都市計画税の納税通知書 ・事業所建物の不動産登記簿謄本等 ・個人事業の開業届（移転の記載があるもの）	市外へ移転し、市内の事業所が無くなった場合は対象外
		屋号	不要（交付申請書を訂正）	
		代表者	対象外 （様式第1-1号では申請できません）	別途申請が必要 （HPからダウンロード）
		代表者氏名	同一人物であることが分かる書類 （戸籍、住民票等）	
		口座情報	通帳等の写し	
法人化 (法人成り)	履歴事項全部証明書（写）、通帳等の写し	別途申請が必要 （HPからダウンロード）		

②【新規申請者】

- (1) 交付申請書兼請求書（様式第 1-2 号）
 (2) 必要書類は、下記区分によって異なりますので、ご確認ください。

ア.【法人】

区分		必要書類
<input type="checkbox"/>	主たる事業所が高槻市内にある法人 (①～⑤全て)	①次の <u>いずれか</u> （発行 4 か月以内のもの） <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書（写） <input type="checkbox"/> 登記情報提供サービスで発行した「商業・法人登記情報」 ②直近の確定申告書別表 1（写）※1 ③上記確定申告に係る「法人事業概況説明書」（写） ④決算書のうち損益計算書 ⑤振込口座の確認ができる通帳の写し （表紙をめくった見開きのページの写し）
<input type="checkbox"/>	主たる事業所が高槻市内でない法人 (①～⑥全て)	①～⑤は上と同じ。 ⑥高槻市内の事業所が確認できる次の <u>いずれか</u> （1 事業所分） <input type="checkbox"/> 営業許可証（写）（該当業種のみ） <input type="checkbox"/> 事業所の賃貸借契約書（写） <input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税の納税通知書（写）の表紙及び 3～6 ページで事業所が確認できるページの写し <input type="checkbox"/> 事業所建物の不動産登記簿謄本（写） <input type="checkbox"/> 登記情報提供サービスで発行した「不動産登記情報」 ※事業所が確認できるもの。

※1 開業後 1 年未満で確定申告をまだ行っていない法人は確定申告書に係る②～④の代わりに開業後の経費の領収書の写し（合計 10 万円以上分）を提出してください。

【個人事業主】は次ページをご覧ください。

イ. 【個人事業主】

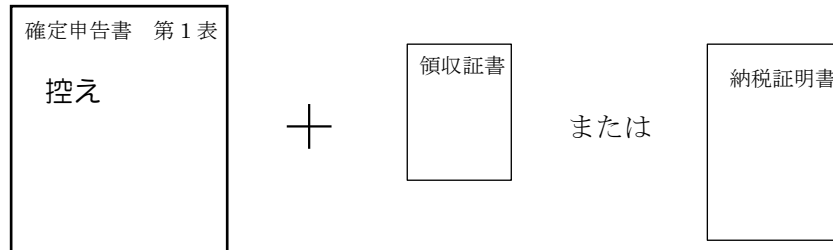
区分	必要書類
<input type="checkbox"/> 事業所が高槻市内にある個人事業主 (①～④全て)	<p>① 直近の確定申告書 第1表 (写) ※1</p> <p>② 上記確定申告の添付書類 (経費の記載があるもの)</p> <p><input type="checkbox"/> 青色申告: 所得税青色申告決算書 1・2 ページ</p> <p><input type="checkbox"/> 白色申告: 収支内訳書 (一般用)</p> <p>「経費」欄に記載されたもののうち、租税公課以外の項目に5万円以上の経費があることを確認します。</p> <p>③ 高槻市内の事業所を確認できる次のいずれか</p> <p><input type="checkbox"/> 営業許可証 (写) (該当業種のみ)</p> <p><input type="checkbox"/> 賃貸借契約書 (写) ※居宅としてのみの契約書は不可。</p> <p><input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税の納税通知書の表紙及び3～6 ページで事業所の確認ができるページの写し</p> <p><input type="checkbox"/> 不動産登記簿謄本 (写) ※事業所が確認できるもの。</p> <p><input type="checkbox"/> 登記情報提供サービスで発行した「不動産登記情報」※事業所が確認できるもの。</p> <p><input type="checkbox"/> 個人事業の開業届出書 (写)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>①～③の補足説明を次のページに掲載していますので、必ずご確認ください。</p> </div> <p>※①または②で事業所所在地が確認できる場合は③を省略することができます。</p> <p>【令和4年に開業した場合等で、まだ確定申告を行っていない方】</p> <p>→8 ページをご確認下さい。</p> <p>④ 振込口座の確認ができる通帳の写し (表紙をめくった見開きのページの写し)</p>

※1 令和4年1月1日以降に開業し、確定申告をまだ行っていない方や、令和3年の所得が48万円以下であったため、確定申告を行っていない方は①及び②の代わりに直近決算期または1年間における売上台帳等 (任意月) 及び経費に係る領収書等 (5万円以上分) の写し (8ページ参照) を提出してください。

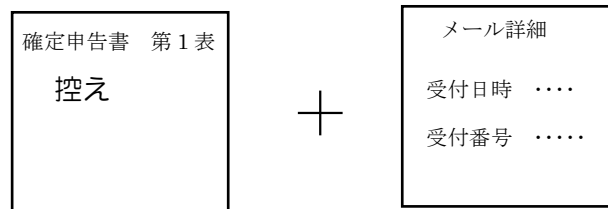
個人事業主の申請書類補足説明

①直近の確定申告書 第1表 (写)

- ・ 税務署が受付済みであることを確認できる必要があります。
 - 郵送申請の場合：税務署の受付印があるもの、または税理士の押印があるもの
 (注) いずれもない場合は、領収印がある「領収証書」または「納税証明書」を追加提出してください。



- 電子申告の場合：申告書上部に電子申告の日時と受付番号の印字があるもの
 (注) 上部に記載がない場合は、受信通知の写しを追加提出してください。



- ・ 「営業等」に係る収入がある必要があります。

支援金対象者は、
この欄に金額の記載が
あるものに限り。→

②確定申告の添付書類（経費の記載があるもの）

【青色申告の場合：青色申告決算書】

FA0203

令和 〇 年分所得税青色申告決算書

住所：_____
 事業所在地：_____
 業種名：_____
 フリガナ氏名：_____
 電話番号（自宅）：_____
 電話番号（事業所）：_____
 加入団体名：_____

令和 年 月 日 損益計算書（自 月 日 至 月 日）

提出用
 令和元年分以降適用

科目	金額	科目	金額
売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①		消耗品費 ⑦	
期首商品(製品)類 価額 ②		減価償却費 ⑧	
仕入金額(製品)類 ③		福利厚生費 ⑨	
小計(②+③) ④		給料賃金 ⑩	
期末商品(製品)類 価額 ⑤		外注工賃 ⑪	
差引原価(④-⑤) ⑥		利子割引料 ⑫	
差引金額(①-⑥) ⑦		地代家賃 ⑬	
租税公課 ⑧		雑費 ⑭	
荷造運賃 ⑨		計 ⑮	
水道光熱費 ⑩		差引金額(⑦-⑮) ⑯	
旅費交通費 ⑪			
通信費 ⑫			
広告宣伝費 ⑬			
接待交際費 ⑭			
損害保険料 ⑮			
修繕費 ⑯			

計 ⑰

専従者給与 ⑱
 貸倒引当金 ⑲
 計 ⑳

青色申告特別控除前の所得金額(⑰+⑱-⑳)
 青色申告特別控除額 ㉑
 所得金額(㉑-㉒)
 ⑳

●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。
 ●下の欄には、書かないでください。

⑳
 ㉑
 ㉒
 ㉓
 ㉔
 ㉕

「租税公課」以外の経費が 5 万円以上発生していることが条件です。
 ※「売上原価」は経費には含まれません。

- 1 -

【白色申告の場合：収支内訳書】

FA7000

令和 〇 年分収支内訳書（一般用）

住所：_____
 事業所在地：_____
 業種名：_____
 フリガナ氏名：_____
 電話番号（自宅）：_____
 電話番号（事業所）：_____
 加入団体名：_____

令和 年 月 日 (自 月 日 至 月 日)

提出用
 令和二年分以降適用

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

〇給料賃金の内訳

氏名	従事月数	給料

〇税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額

〇事業専従者の氏名等

氏名	(年齢)	続柄	従事月数	90	91	92	93	94	95	96	97

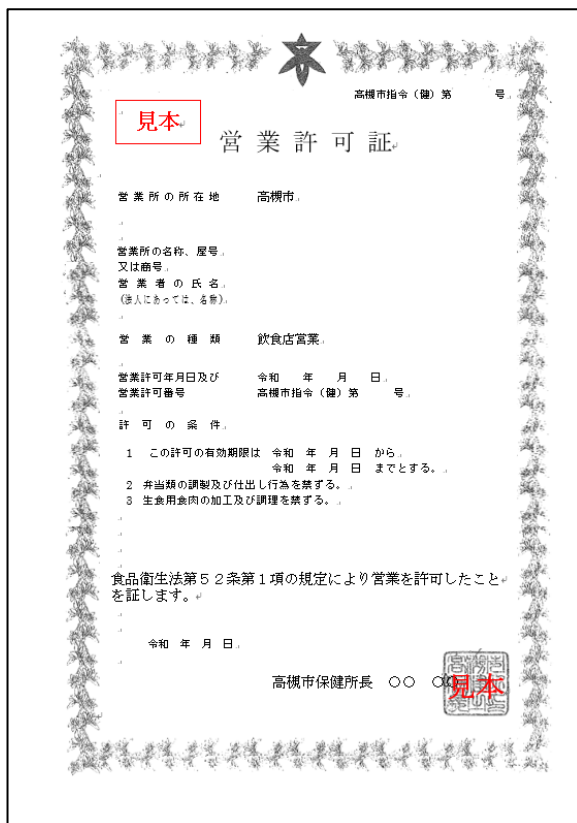
「租税公課」以外の経費が 5 万円以上発生していることが条件です。
 ※「売上原価」は経費には含まれません。

- 1 -

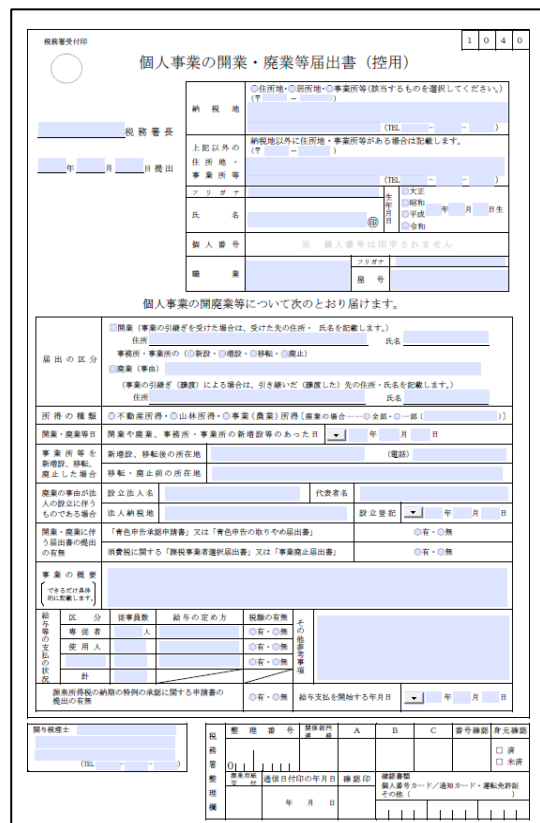
③高槻市内の事業所を確認できる書類（次のうちいずれか）

書類名等	備考
営業許可証（写）	該当業種のみ
賃貸借契約書（写）	建物について「店舗」や「事業所」等の記載が必要です。 <u>「居宅」等の記載は不可。</u>
固定資産税・都市計画税の納税通知書の表紙及び3～6ページで事業所の確認ができるページの(写)	
不動産登記簿謄本（写）または登記情報提供サービスで発行した「不動産登記情報」	
個人事業の開業届出書（写）	紛失、届出を出していない等の場合は、税務署にご相談ください。新規で届出をされる場合は、 「開業日が令和4年11月30日」以前の方が対象 となりますので、ご注意ください。

※確定申告書第1の住所欄に「事業所」が明記されている方、青色申告をしていて「所得税青色申告書決算書」1ページの「事業所所在地」に高槻市内の記載がある方、白色申告をしていて「収支内訳書」の「事業所所在地」に高槻市内の記載がある方は上記書類の提出は不要です。



【例】飲食店の営業許可証



【例】個人事業の開業届出書

確定申告を行っていない方

- ① 個人事業主の方は令和4年のいずれかの月の「売上台帳」の提出が必要です。

【売上台帳の例】

余白に申請日付で「内容に相違ありません」旨の記載と記名をしてください。

売上台帳			
令和4年(2022)5月1日～31日			
日付	摘要	内訳	金額
5	1 大阪商店 現金		
	整備点検@400,000円	400,000	
	排水管@25,000円	25,000	425,000
13	桃園屋 掛け		
	配線工事 8m@15,000円	120,000	
	電気ケーブル 100m@100円	10,000	130,000
20	高槻美容室 現金		
	業務委託@448,000円	448,000	448,000
25	桃園屋 掛け返品		
	電気ケーブル 30m@100円		▲3,000
	総売上高		1,003,000
	売上値引・戻し高		▲3,000
	純売上高		1,000,000

上記内容に相違ありません。
令和4年12月1日 高槻 太郎

- ② 令和4年1月1日以降に開業し、確定申告をまだ行っていない方や、令和3年の所得が48万円以下であったため、確定申告を行っていない方は直近1年間の領収書等で経費の額を確認します。

【領収書の場合】

1. あて先が申請者である。
2. 日付が明記されている。
3. 金額が明記されている。
4. 但し書きが明記されている。
5. 発行者が明記されている。

領 収 書	
① 高槻商事	御 中
No.	② 2022年4月1日
金額	③ ￥10,000 (税込)
但し	④ ○○○代として 上記正に領収いたしました。
収入 印紙	⑤ ○○株式会社 〒大阪府高槻市桃園町2-1 高槻ビル TEL:072-000-0000 FAX:072-000-0000

【レシートの場合】

1. 領収書の作成者の氏名または名称 (店名、会社名など) が明記されている。
2. 取引年月日
3. 資産または役務の内容
4. 対価の額

① ○○○○商店	<レシート>
②	2022年4月1日
③ (商品A)	¥5,000
(商品B)	¥2,500
小計 2点	¥7,500
合計	¥7,500
④ (消費税等)	¥681
No.	*****

- ③ ②に該当する方で、事務所が自宅を兼ねていて経費の請求・支払いを一体的に行っている方は、経費の家事按分 (仕事で使う割合で経費になる金額を算出) を行います。本制度では上限を50%とします。

- ④ 令和4年12月1日以降に開業されている方
高槻市中小事業者物価高騰対策支援金の対象外です。

Q&A よくある質問

Q1) 中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者とは？

A1) 以下の事業者が該当します。

【中小企業信用保険法における中小企業者】

区分	業種等	範囲
会社	製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下 または 従業員が300人以下
	小売業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下 または 従業員が50人以下
	卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下 または 従業員が100人以下
	サービス業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下 または 従業員が100人以下
	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下 または 従業員が300人以下
	旅館業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下 または 従業員が200人以下
医業を主たる事業とする 法人	医業	従業員300人以下
特定非営利活動法人	小売業を主たる事 業とする場合	従業員50人以下
	卸売業又はサービ ス業を主たる事業 とする場合	従業員100人以下
	その他	従業員300人以下
個人事業主	-	(個人の開業医、診療所等を含む)
その他、中小企業信用保険法第2条第1項各号に規定する中小企業者(協同組合等)		
※農業、林業(素材生産産業等は対象)、漁業、金融・保険業(保険媒介代理業等は対象) は対象外		

Q2) 「個人事業主」とはどのようなものを言うのか。

A2) 確定申告書(B)第1表において、「営業等」欄の収入がある方を指します。

Q3) 不動産収入のみ有り。開業届も出している。個人事業主に該当しないか。

A3) 確定申告書の「営業等」の欄に収入がなければ、本給付金においては対象外となります。

Q4) 市内で民泊を経営している。対象か。

A4) 確定申告書の「営業等」の欄に収入がなければ、本給付金においては対象外となります。

Q5) 事業欄のうち農業収入のみある。対象か。

A5) 中小企業信用保険法に基づき、農業、林業、漁業、金融・保険業は、対象外となります。

ただし、林業のうち素材生産業及び素材生産サービス業は対象となります。また、保険業のうち、保険媒介代理業及び保険サービス業は対象となります。

Q6) 個人で事業収入 40 万円、農業収入 500 万円だが該当するか。

A6) 確定申告書の「営業等」欄に収入があれば対象となります。

Q7) 令和 2 年までは営業収入があったが、令和 3 年は配当所得のみ。対象か。

A7) 令和 3 年の確定申告書の「営業等」欄に収入がなければ、対象とはなりません。

Q8) 白色申告をしている。対象となるか。

A8) 白色申告であっても、「営業等」欄に収入の記載があれば対象となります。

Q9) 他者が経営する美容室で、業務委託を受けて働いており、自己の店舗は無い。対象か。

A9) 業務委託による収入が事業（営業等）収入として申告され、かつ、開業の届出がなされており、申告書の事業所住所が高槻市内であれば対象となります。

※個人タクシー、各種クリエイター、その他フリーランス共通。

Q10) 令和 3 年は所得 48 万円以下であったため、確定申告をしていない。対象か。

A10) 個人事業主であれば対象となります。「個人事業の開業届出書」等及び売上・経費の確認書類の提出が必要です。

Q11) 個人事業主であるが、「申請の手引き」4 ページに記載されている高槻市内の事業所を確認できる書類がない場合は、どうしたらよいか。

A11) 「固定資産・都市計画税の納税通知書」、「賃貸借契約書」、「不動産登記簿謄本」で事業所の確認が出来ない場合は、「開業届出書」もしくは、「営業許可証」の提出が必須となります。

「開業届出書」を紛失されている場合、もしくは、今まで届出をされていなかった場合は、税務署にご相談下さい。なお、「開業届出書」記載の開業日が令和 4 年 11 月 30 日以前の方が対象となります。

Q12) 社会福祉法人だが、申請は可能か？

A12) 社会福祉法人、会社以外の社団法人、財団法人は対象となりません。ただし、医業を主たる事業とする法人は対象となります。

Q13) 「大阪府路線バス・タクシー事業者燃料費高騰対策事業補助金」等、国や大阪府等の支援制度との重複申請は可能か？

A13) 可能です。ただし、高槻市が実施する他の物価高騰対策支援金との重複はできません。

(社会福祉施設等物価高騰対策支援金、配食サービス事業者物価高騰対策支援金、医療施設等物価高騰対策支援金、教育・保育施設等物価高騰対策支援金、販売農家物価高騰対策支援金、運送事業者物価高騰対策支援金)

Q14) 複数店舗を営んでいる場合、複数申請をすることは可能か？

A14) 店舗が複数ある場合でも代表者が同一人物であれば、申請は1度限りです。

Q15) 同一人物が複数の法人の代表を務めている場合、全て対象となるか。

A15) 他の要件を満たしていれば、法人格ごとに申請が可能です。

Q16) 無人の倉庫や駐車場は「事業所」に含まれますか。

A16) 事業所とは、①一定の場所を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われており、②従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われているものを指します。

通常、無人の倉庫や駐車場は、事業所には含まれません。

Q17) 確定申告を行っていないため、経費の確認書類として領収書を提出したいが、あて先が記入されていない。(または他者あてになっている。) 添付資料として使えるか。

A17) 領収書のあて先は申請者である必要があります。

Q18) 確定申告を行っていないため、経費の確認書類としてレシートを提出したい。

添付資料として使えるか。

A18) 次の4つの内容が全て明記されているものは添付資料となります。

- ・領収書の作成者の氏名または名称(店名、会社名など)
- ・取引年月日
- ・資産または役務の内容
- ・対価の額

Q19) 本社が市外で、店舗が市内にある場合は対象か？

A19) 市内に事業所や店舗がある場合は、対象となります。

Q20) 交付決定通知書を発行してもらうことはできるか？課税証明のために必要です。

A20) 必要な方は、交付決定通知書の発行を申請することができます。
高槻市中小事業者物価高騰対策支援金交付決定通知書発行申請書（様式第2号）をご提出ください。

Q21) 申請後に廃業することになったので、申請の取り下げはできるか？

A21) 申請を行った日の翌日から起算して30日以内に限り、申請の取り下げをすることができます。
高槻市中小事業者物価高騰対策支援金交付申請兼請求取下書（様式第5号）をご提出ください。